

静岡産業大学学部間の履修に関する申し合わせ事項

この申し合わせ事項は、静岡産業大学学則第23条の2（他学部における授業科目の履修等）の規定に基づき、静岡産業大学経営学部及び情報学部における学部間の履修に関し、必要な事項を定める。

1. 履修科目及び単位認定

- (1) 履修できる科目については、各学部で決定する。
- (2) 修得した単位のうち、12単位（ルネサンス入学生は30単位）までを在籍する学部の専門教育科目の選択科目として一括認定し、卒業要件として認める。
- (3) 学部間の教職課程の履修については、「教職課程履修規程」によるものとする。

2. 履修許可

- (1) 他学部の授業科目の履修希望者は、所定の期日までに在籍する学部へ学部間履修願（様式）を提出する。
- (2) 履修の許可は、受入れ学部の教務委員会の議決を経て、学部長が行う。

3. 試験及び評価

試験の実施及び評価については、受入れ学部の定めるところによる。

4. 成績管理

履修科目の成績は、受入れ学部において管理する。

附 則

- 1 この申し合わせ事項は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この申し合わせ事項の施行に伴い、平成13年1月30日締結の「静岡産業大学学部間の単位互換に関する協議書」は廃棄する。

附 則

この申し合わせ事項の改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この申し合わせ事項の改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この申し合わせ事項の改正は、平成25年4月1日から施行する。

